

令和5年度 芦屋町保育料(標準時間) 【2号・3号認定】

...副食費免除対象

階層区分	町民税所得割額	ひとり親等以外の世帯						ひとり親等の世帯						
		3歳未満児(3号)			3歳以上児(2号)			3歳未満児(3号)			3歳以上児(2号)			
		1子目	2子目	3子目以降	1子目	2子目	3子目以降	1子目	2子目	3子目以降	1子目	2子目	3子目以降	
1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	町民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)	15,000	7,500	0	0	0	0	7,000	0	0	0	0	0	0
4	48,600円未満	18,500	9,250	0	0	0	0	8,750	0	0	0	0	0	0
5-1	48,600円～57,700円未満	24,500	12,250	0	0	0	0	9,000	0	0	0	0	0	0
5-2	57,700円～65,000円未満	24,500	12,250	0	0	0	0	9,000	0	0	0	0	0	0
6-1	65,000円～77,101円未満	27,000	13,500	0	0	0	0	9,000	0	0	0	0	0	0
6-2	77,101円～80,000円未満	27,000	13,500	0	0	0	0	27,000	13,500	0	0	0	0	0
7	80,000円～97,000円未満	29,000	14,500	0	0	0	0	29,000	14,500	0	0	0	0	0
8	97,000円～121,000円未満	37,000	18,500	0	0	0	0	37,000	18,500	0	0	0	0	0
9	121,000円～145,000円未満	42,000	21,000	0	0	0	0	42,000	21,000	0	0	0	0	0
10	145,000円～169,000円未満	43,500	21,750	0	0	0	0	43,500	21,750	0	0	0	0	0
11	169,000円～211,000円未満	54,000	27,000	0	0	0	0	54,000	27,000	0	0	0	0	0
12	211,000円～301,000円未満	59,000	29,500	0	0	0	0	59,000	29,500	0	0	0	0	0
13	301,000円～397,000円未満	75,000	37,500	0	0	0	0	75,000	37,500	0	0	0	0	0
14	397,000円以上	97,500	48,750	0	0	0	0	97,500	48,750	0	0	0	0	0

注1 階層区分認定の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別控除・寄付金控除・配当控除・外国税額控除等の適用はありません。

注2 2階層に属している世帯(町民税非課税世帯)は多子計算に係る児童の年齢制限を撤廃し、最年長の児童から数えて2子目以降は無料となります。

注3 多子世帯(現に児童を2人以上扶養している世帯)で、かつ、町民税所得割額がひとり親等世帯は77,101円未満、それ以外の世帯は57,700円未満の場合、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、2子目の場合は半額、3子目以降は無料となります。

注4 同一世帯から2人以上のお子さんが入所している場合で、かつ、町民税所得割額がひとり親等世帯は77,101円以上、それ以外の世帯は57,700円以上の場合、1子目全額、2子目半額、3子目以降は無料となります。(兄弟数は年齢が高い順に数え、入所する施設には幼稚園及び認定子ども園を含む)

注5 保育料は4月1日現在の年齢により決定します。年度の途中で年齢が変わってもその年度中の保育料は変わりません。

◆教育・保育の無償化について◆

保育利用の方は、就学前の3年間(4月1日時点の年齢が3歳である年度から)が無償化の対象になります。年度の途中で3歳を迎えた場合、学年齢としては「2歳児」になりますので、無償化の適用は翌年度の4月からになります。

□令和2年4月1日以前生まれ…令和5年4月時点から無償化対象

□令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれ…令和6年4月から無償化対象

※教育利用(1号認定・未移行幼稚園)の場合は、無償化になる期間が異なります。

詳しくはお尋ねください。